



# 第1章 大学等における活動支援



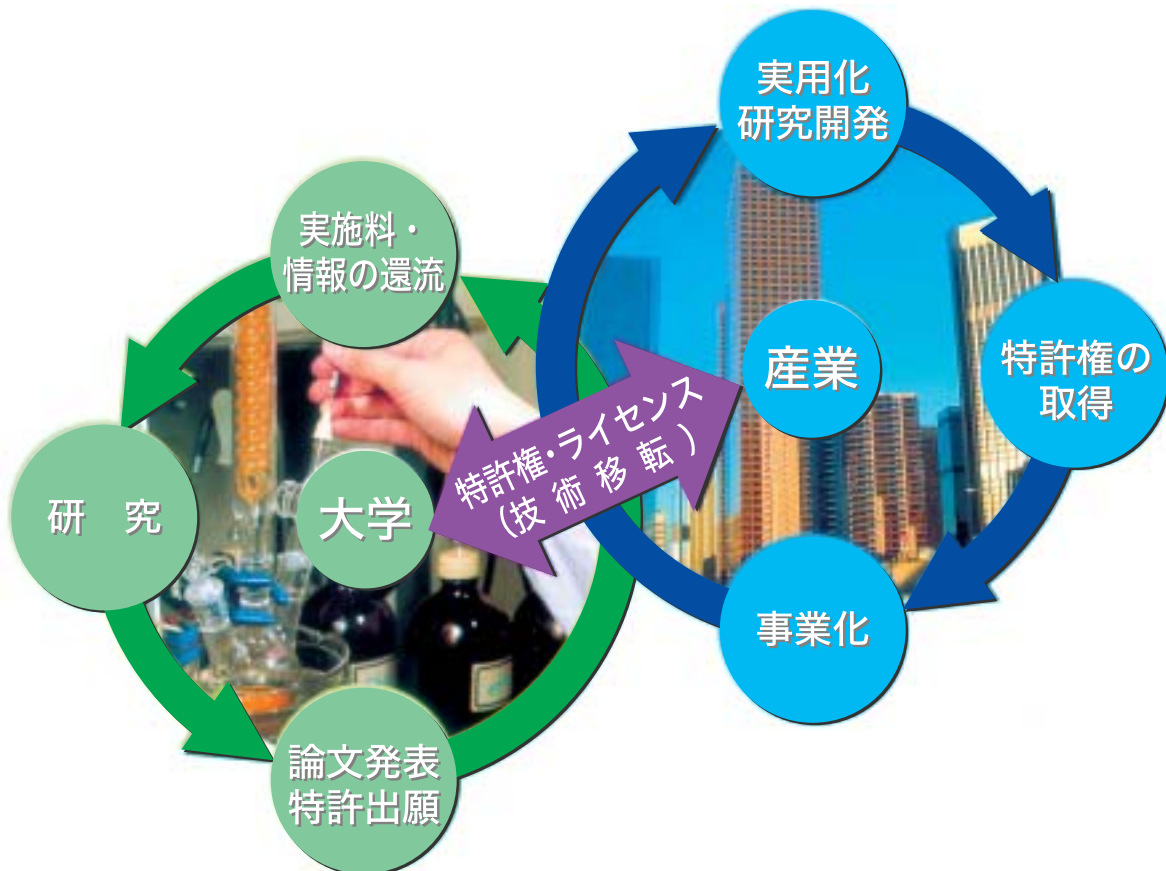
## 1. 知的財産活動の必要性

我が国の大学の研究開発ポテンシャルは世界的にみても高いレベルにある。例えば、我が国の研究開発費のうち、約20%は大学に投資されており、国全体の研究者の約37%は大学で研究を行っている。すなわち、我が国の大学は、良質な研究成果を創出することができる下地が十分に備わっていると言える。これらの大学の研究成果を社会において効果的に活用するためには、大学において、適切な知的財産管理が行われることが必要である。

本年4月に国立大学が法人化されたことを契機として、大学を取り巻く環境は大きく変化している。大学の研究者による特許は、従来は研究者個人が管理していたが、今後は大学が一元的に管理することが原則とされている。

これらの状況を踏まえると、知的財産の管理を大学が組織的に対応していくことが重要であり、活用される可能性の高い研究成果の発掘から権利化及び産業界への技術移転に至る一連の知的財産の管理が円滑に進むためのルール作り、組織の整備及び人材の確保が課題とされている。

【研究成果の特許出願の重要性】



(資料)パンフレット「研究成果を特許出願するために(平成15年5月).p.1,2